

秋田県公益認定等委員会条例（平成20年秋田県条例第1号）

（趣旨）

第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。次条第二項において「法」という。）第五十条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する合議制の機関として設置する秋田県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織、委員の任期等）

第二条 委員会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、人格が高潔であつて委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人（法第二条第三号に規定する公益法人をいう。）若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、独立してその職権を行う。
- 5 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
- 6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（委員長）

第三条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第四条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部会)

第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 第三条第二項から第四項まで及び第四条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。

(委任規定)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する制令（令和七年政令第二百三十四号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

秋田県公益認定等委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県公益認定等委員会条例（平成20年秋田県条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、秋田県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集手続)

第2条 委員長は、委員会の日の1週間前までに、各委員に対してその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるとき又は緊急その他のやむを得ない事由のあるときは、通知を発することなく委員会を開催することができる。

2 前項の通知を発する場合は、委員会の日時及び場所並びに委員会の目的である事項を通知しなければならない。

(委員会の決議の省略)

第3条 委員会の目的である事項について委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項について可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(審議の中立性及び公正性の確保)

第4条 委員会の目的である事項について特別の利害関係を有する委員は、当該事項に係る委員会の審議及び議決に加わることができない。

2 前項に規定するもののほか、委員は、委員会の目的である事項について判断の中立性及び公正性に疑念を生じさせるおそれのある事情がある場合には、委員会の承認を得て審議及び議決を回避することができる。

(協力要請)

第5条 委員長は、委員会の審議に必要と認める場合は、知事その他の者に対して委員会への出席又は委員会の目的である事項に関する説明若しくは意見若しくは資料の提出その他の協力を求めることができる。

(議事録の作成)

第6条 委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、当該委員会に出席した委員は、これに署名しなければならない。

- 一 委員会の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 委員会の目的
- 四 第4条第1項に規定する特別の利害関係を有する委員があるとき又は同条第2項の規定により審議及び議決を回避した委員があるときは、当該委員の氏名
- 五 議事の経過の要領及びその結果

(委員会等の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、委員会の議決により、秘密会を開くことができる。

- 一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第51条において準用する同法第43条第1項及び第3項に掲げる事項に関する審議を行う場合
 - 二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条第2項において準用する同法第133条第2項、第3項（第3号を除く。）及び第4項に掲げる事項に関する審議を行う場合
 - 三 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。次号において「公益信託法」という。）第38条において準用する同法第34条第1項及び第3項に掲げる事項に関する審議を行う場合
 - 四 公益信託法附則第16条において準用する同法附則第13条第1項及び第3項に掲げる事項に関する審議を行う場合
 - 五 前各号に規定する場合のほか、委員会を公開することにより、委員会の目的である事項に利害関係を有する者の権利・利益若しくは公共の利益を害するおそれがある場合又は委員会の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 委員会の議事に係る資料及び第6条の規定により作成した議事録は、公開する。ただし、前項但書の規定により秘密会を開いた場合は、委員会の議決により、公開しないことができる。
 - 3 委員長は、第1項但書又は第2項但書の規定により秘密会を開いた場合又は資料等を公開しない場合は、その理由を公表しなければならない。
 - 4 委員長は、第3条の規定により委員会の決議があったものとみなされた場合は、決議があったものとみなされた事項の内容及び決議があったものとみ

なされた日を公表しなければならない。

- 5 前各項に規定するもののほか、委員会の公開等については、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年12月3日総務部長通知）に定めるところによる。

（答申及び勧告）

第8条 委員会が知事に対して行う答申及び勧告は、書面をもって行う。

（専門委員）

第9条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査の結果を委員会に報告しなければならない。

（部会）

第10条 部会は、委員会の議決により設置する。

- 2 部会長は、部会の会議の議事の経過の要領及びその結果を委員会に報告しなければならない。
- 3 第2条から第7条まで及び第9条の規定は、部会長及び部会の会議について準用する。

（公印）

第11条 委員会の公印（以下「公印」という。）の種類、書体、形式及び寸法は、別表のとおりとする。

- 2 委員長に事故があったことにより、他の委員が委員長の職務を代理するときは、公印を使用するものとする。
- 3 公印は、総務部行政経営課長が管理するものとする。

（雑則）

第12条 この要領に規定するもののほか、議事の手続その他の委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

種類	書体	形式	寸法
委員長印	かい 楷書	秋 田 県 公 益 認 定 等 委 員 会 委 員 長	27ミリメートル平方